

会 議 録 目 次

平成 2 9 年第 5 回海田町議会定例会（第 3 日目）

平成 2 9 年 9 月 1 5 日（金）午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1	認定第 1 号	平成28年度決算の認定について……………	3
日程第 2	認定第 2 号	平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について……………	3
日程第 3	第28号議案	平成29年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）……………	7
日程第 4	第29号議案	平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	7
日程第 5	第30号議案	平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	7
日程第 6	第31号議案	平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……	7
日程第 7	発議第 9 号	協働労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求 める意見書案……………	9
日程第 8	発議第10号	第28号議案、平成29年度一般会計補正予算に対する附帯 決議案……………	10
		（閉 会）……………	11

平成29年第5回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成29年9月5日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月15日 (金) 9時00分宣告 (第3日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 竹 本 誠   |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 竹 本 誠   |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

11番 岡 田 良 訓

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長         | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長       | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長       | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| 福 祉 保 健 部 次 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 建 設 部 次 長     | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長       | 山 崎 純   |
| 魅力づくり推進課長     | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課 長       | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課 長       | 近 森 茂   |
| 生 活 安 全 課 長   | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課 長     | 森 川 雅 枝 |
| 保健センター所長      | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長       | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長   | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者     | 中 下 義 博 |
| 教 育 長         | 田 坂 裕 一 |
| 教 育 次 長       | 石 川 直 之 |
| 学 校 教 育 課 長   | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 森 原 宏 生 |
| 学校教育課教育指導監    | 森 山 真 文 |



決算審査特別委員会、下岡委員長。

○ 7 番（下岡）決算審査特別委員会委員長の下岡です。平成28年度決算審査特別委員会審査報告をいたします。

本委員会は、平成29年9月5日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により、報告いたします。

付託案件は、1、認定第1号、平成28年度決算の認定について、平成28年度海田町一般会計歳入歳出決算、平成28年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成28年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成28年度海田町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成28年度海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、2、認定第2号、平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、審査経過につきましては、平成28年9月5日本会議において議員14名で設置された本委員会は9月12日から2回の委員会を開催し、審査案件について町長以下、執行部関係職員の出席を求め、慎重に審査しました。

審査内容等については、お手元の報告書に記載しておりますので、省略させていただきます。

最後に審査の結果でございますが、認定第1号、平成28年度決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号、平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、全会一致により認定すべきものと決定しました。

以上で、決算審査特別委員会審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより各議案について順次採決を行います。

まず、認定第1号、平成28年度決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。

討論があれば許します。討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○ 15 番（佐中）認定第1号、平成28年度決算の認定について、反対討論を行います。第1は、広島市と海田町との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議は、

広島市都心部から60キロの圏内の23の市町が地域の資源を共有して活かして、連携中枢都市制度を活用して、200万人広島都市圏構想を実現するものとありましたが、基礎的自治体を、平成の合併時の全国で3,300から1,700にし、更に市町村を小選挙区の300程度の地方自治体を目指して進めてきましたが、結果は大失敗でした。そして、道州制を打ち出しましたが、特に全国知事会が反対の決議をし、前に進まなくなった。それに代わるものが、28年度、広島市と海田町との連携中枢都市圏形成でした。そして、この前の9月6日の議会では、呉市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏構想に係る連携協約の締結に関する協議を進めることとなりました。私は再び忍び寄る第2の道州制の流れだということに感じます。

第2は、後期高齢者医療特別会計は、1人平均1,262円引き上げて、年6万7,165円と高い保険料に引き上げました。この医療制度は後期高齢者の人口と医療費が増え続ければ、保険料の値上げに直結する仕組みになっております。

第3は、国民健康保険税条例の改正のときに、医療保険の限度額、後期高齢者支援金のこうした限度額、これを52万から54万、17万から19万に上げて、国保税の課税を4万円引き上げて、89万円に改正するというものが改悪そのものであります。国保税の課税限度額については、法定の額の範囲内で市町が独自に設定できるもので、町民の暮らし、医療を守る立場に立ち、限度額も含め、負担の軽減を図るべきであります。国保税が高いのは、平成19年度から28年度までに8回引き上げられ、課税限度額が89万円になり、10年間で24万円引き上げられました。国保が改悪され、命が脅かされるようになっている、この大きな原因は、国庫負担率が50%から現在の25%以下までに引き下げられたことが最大の原因と要因であります。暮らしを守ることが地方自治の最大の役割であります。

第4は、マイナンバー制度の実施と予算執行です。平成28年度もマイナンバー関連予算など含まれ、多額の予算が執行されました。この制度は日本には必要ありません。うたい文句は税と社会保障として発信しましたが、システム導入など多額の税金の投入がされました。個人情報が入り込むと、取り返しがつかなくなるし、その調査に莫大な税金が必要になります。現に、今年の7月6日までの自治体発表資料や報道を集計しますと、通知書のマイナンバーを誤送付した自治体は合計95自治体、589人分の漏えいがあります。漏えいが起きたある自治体の担当者は、送付する通知書の件数が膨大な中、マイナンバーを記載するということで、チェックする回数を増やして、入念に作

業したがミスが起きてしまったと説明をしております。また、2年後には金融機関と、その数年後には個人医療受診回数と保険料の負担管理までし、受診と医療費をコントロールすると言われております。年々、少しずつわずかと思わせながら、5年、10年の単位で見ると、税や料金負担もびっくりするほど上がるし、制度や施策もものすごく改悪されております。限られた予算の中で、無駄をなくし、会計全体で見ると、海田町、この1号の決算の中で、すごく努力をされているし、工夫もし、成果も出ております。この反対討論の中身は、ほとんど国と県の制度の影響ですが、議案として出された以上、議決機関の議員は賛否を明確にしなければなりません。主権者である町民の立場で地方自治の本質である住民福祉の増進から見れば外れているので、認定第1号、平成28年度決算の認定について反対を表明するものでございます。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。大高下議員。

○4番（大高下）4番、大高下です。認定第1号、平成28年度決算について、賛成の立場から討論いたします。まず、我々が審議してきたのは海田町の一般会計の昨年度の決算であって、国の施策を論じてきたのではなく、執行部が使った予算について、その使い方が適正、適法に使用されたものかどうかを審議してきたものでございます。

次に委員長の報告のとおり、決算内容におきまして、適正、適法に執行されていることが認められました。つきましては、決算が認定されることに賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立により採決を行います。お諮りいたします。

認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、認定第1号は認定することに決めます。

続いて、認定第2号、平成28年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論がございしますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより認定第2号について採決いたします。

お諮りいたします。認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、認定第2号については、認定することと決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第3、第28号議案から、日程第6、第31議案までを一括議題とします。

去る9月6日の本会議において予算委員会に付託をしました各案件について、委員長より審査の結果及び経過についての報告を求めます。予算委員会、崎本委員長。

○13番(崎本) 予算委員会委員長の崎本でございます。予算委員会の審査報告をいたします。予算委員会は平成29年9月6日付けで付託された案件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により、報告いたします。

付託案件は、第28号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算、第29号議案、平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算、第30号議案、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算、第31号議案、平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算。審査経過については、9月7日に委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、慎重に審査しました。審査の結果でございますが、第28号議案から31号議案までについて、全て全会一致で可決いたしました。なお、第28号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算に対しては、小田議員ほか13名の議員から、別紙のとおり附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致で案のとおり決定されました。

以上で、予算委員会の審査報告を終わります。

○議長(桑原) 以上で報告を終わります。

議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略をいたします。

これより、各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第28号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。

討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第28号議案に対して採決を行います。

お諮りいたします。第28号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案、平成29年度海田町公共下水道特別会計補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第29号議案について採決を行います。

お諮りします。第29号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。

よって、第29号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第30号議案、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第30号議案について採決を行います。

お諮りします。第30号議案については、原案のとおりに決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第30議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第31号議案、平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第31号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第31号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）なしと認めます。よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、発議第9号、協働労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。大江議員。

○5番（大江）5番、大江でございます。協働労働の協同組合法（仮称）の早期制定を求める意見書案を読み上げて、提案理由の説明にさせていただきます。

現在、地域の様々な課題を解決するため、行政だけでなく住民自身の力に大きな期待が掛かっています。そのような中で地域に密着した公益性の高い活動がNPOやボランティア団体、協同組合などによって事業を展開されている。これらの一つである協働労働の協同組合は、働くことを通じて、人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けている。国内ではワーカーズ・コープ、ワーカーズ・コレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体など、10万人以上が、この協働労働という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきた。その中で、自分たちの働き方に合った法人格が欲しい、労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしいと法律の整備を求めてきた。こうした動きを受け、協働労働の協同組合の法制度を求める取り組みが全国に広がり、国会で超党派の協同組合振興議員連盟が立ち上がり、全国都道府県、市町村議会の意見書採択が872議会になるなど、法制化の具体的な検討

が始まった。この協働労働の協同組合は企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちで作る新しい働き方として、また地域の様々な課題に住民自身が取り組むための組織として期待されている。誰もが仕事を通じて、安心と豊かさを実感できるコミュニティを作るという働き方は住民事業による住民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が社会に参加する道を開くものである。よって、国においては協働労働の協同組合法（仮称）を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。協働労働協同組合法（仮称）の早期制定への意見書に反対の立場から討論いたします。

まず、この協同組合につきましては、多くの風評、悪い風評、また組合員の中で賃金の不払い等が現実起こっております。そのような中身を精査せずに、このような問題を引き受け、早期な法律の制定を求めること自体に大きな問題があると思います。まずは中身を精査し、中身の中を確認した上、本当に正しい活動を行っているかどうか確認の上、決議を行うべきだと思いますので、私は反対をいたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立によって採決を行います。

お諮りいたします。発議第9号について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、発議第9号は可決されました。なお、ただ

いま議決した意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第8、発議第10号、第28号議案、平成29年度一般会計補正予算に対する附帯決議案についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。予算委員会、崎本委員長。

○13番（崎本） 予算委員会委員長の崎本でございます。第28号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算に対して附帯決議を提出いたします。海田町自治会連合会運営事業等補助金のうち、単位自治会運営事業に係る補助金については、自主防災活動等に要する経費に基づく補助に加え、自主防災活動の活動実績に基づく補助を行えるよう、補助基準を拡大することを求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（桑原） 本案は議員全員で構成する予算委員会の提出でございますので、質疑討論を省略いたします。これより発議第10号について採決を行います。

お諮りします。発議第10号については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

なお、執行部におかれましては、この附帯決議の趣旨を十分に配慮の上、予算執行に当たってください。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、平成29年第5回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

午前9時31分 閉会